行政機能 エネル ギー 産業 構造 農林 水産 住宅• 情報 通信 交通 • 物流 国土 保全 土地 利用 保健医療 金融 環境 /警察• 都市 • 福祉 消防

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.58 滋賀県 税制優遇

支援の名称	滋賀県本社機能移転促進プロジェクト
制度の 趣旨・背景	本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を促進します。
制度の内容	○優遇措置を受ける条件等 ・県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、新設・増設の場合は、建物の着工前、賃借の場合は、賃貸借契約締結前までに県の認定を受けること。 「認定を受ける条件」・移転・拡充により増加する本社機能に従事する従業員数が5人以上(中小企業は1人以上)移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること・滋賀県本社機能移転促進プロシェクトで示す、地方活力向上地域内において整備計画を立てること ○事業や制度の概要 1 国税(法人税) ※全国一律 「移転型(東京 23 区からの移転) 拡充型(他地域からの移転又は県内企業の拡充)・対象:取得価格 2.550の 万円(中小企業 1.000 万円)以上・内容:建物、附属設備等の取得価額に対し、内容:建物、附属設備等の取得価額に対し、内容:建物、附属設備等の取得価額に対し、特別償却 2.5% 又は税額控除 7% 2)雇用促進税制 ・対象・指定業務施設における雇用者増加数 1人あたり年間最大90万円の税額控除 (3 年間 1 人あたり最大170 万円)※適用のための諸条件有 2 地方税(県税) 「移転型(東京 23 区からの移転) 拡充型(他地域からの移転又は県内企業の拡充)・対象:特定業務施設における雇用者増加 1人あたり年間最大30万円の税額控除 第 1 の内容・特定業務施設における雇用者増加 1人あたり毎日最大30万円の税額控除 ※適用のための諸条件有 2 地方税(県税) 「移転型(東京 23 区からの移転) 拡充型(他地域からの移転又は県内企業の拡充)・不動産取得税 保税税。・不動産取得税 (本来税率の 1/10) 「本動産取得税 課税免除 1/2) 2 年目 (3/4) 3 年目 (7/8) ○実績 認定案件 拡充型 17件(令和5年3月現在)
対象となる方	滋賀県本社機能移転促進プロジェクトで示す、地方活力向上地域内へ移転する企業 及び事業拡充する企業
問い合わせ 先など	O所管部署 滋賀県商工観光労働部産業立地推進室 TEL: 077-528-3792 E-mail: fd00050@pref.shiga.lg.jp ■関連 URL(地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」について) https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html